

商品概要説明書

退職金限定定期貯金

(2026年4月1日現在)

1. 商 品 名	・ 退職金限定定期貯金 (大口定期貯金)
2. ご利用いただける方	・ 退職金お受け取り後1年以内の個人の方で「退職所得の源泉徴収票」、「退職金支払明細」、「退職金お受け取り口座の通帳」等退職金を確認できる資料を提示いただける方。
3. 期 間	・ 定型方式 1年、3年 ・ 自動継続による取扱といたします。(元金継続または元利金継続)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上(退職金受取金額まで) ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、満期日以降の適用金利は店頭表示利率を適用します。 ・ 預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・ 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の（１）および（２）により算出した利率（小数点第４位以下切捨て、ただし、（２）の算出した利率が０％を下回るときは、０％とします）のうち、いずれか低い利率によって計算した利息とともに払い戻します。 （１）次の預入期間に応じた算式により計算した利率 ①約定した預入期間が１年の場合 ・６か月未満 解約日における普通貯金の利率 ・６か月以上１年未満 約定利率×２０％ ②約定した預入期間が３年の場合 ・６か月未満 解約日における普通貯金の利率 ・６か月以上１年未満 約定利率×１０％ ・１年以上１年６か月未満 約定利率×２０％ ・１年６か月以上２年未満 約定利率×３０％ ・２年以上２年６か月未満 約定利率×４０％ ・２年６か月以上３年未満 約定利率×５０％ （２）約定利率 － $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ （注）基準利率については、窓口におたずねください。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部金融課（電話：072-725-0752）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）

	そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合わせください。
1 2. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品のご利用は、1 人 1 店舗でのお取扱いとします。 ・本商品の名義は本人名義に限ります。

詳しくは窓口にお問合わせください。

J A大阪北部